

山口県中小企業制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業」 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の 返済計画の見直しに係る信用保証料を支援します！

令和2・3年度に実施した「新型コロナウイルス感染症対応資金」について、元金返済の据置期間を延長するなどの返済計画の見直し（条件変更）により追加で生じる信用保証料を支援します。

1 信用保証料支援の対象・内容

対 象	次の要件を全て満たすものが対象です。 ①山口県中小企業制度融資にて令和2・3年度に実施した「新型コロナウイルス感染症対応資金」の条件変更によって追加で生じた信用保証料であること ②条件変更の内容は、元金据置期間が借入当初から5年以内、融資期間が借入当初から10年以内であること ③令和3年4月1日から令和3年12月末までに条件変更を実行したものであること ※年末は金融機関の営業日にご注意ください。
申請期間	令和3年9月27日（月）～令和4年1月20日（木） （「補助金申請書兼請求書」は令和4年1月20日（木）県に必着）
申請書提出先	条件変更を行う金融機関 （金融機関・山口県信用保証協会を通じて県へ送付されます）
申請書類	「山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金交付申請書兼請求書」

- 条件変更の実行については、金融機関・信用保証協会による審査があります。
- 追加で生じる信用保証料は、事業者が一旦保証協会へお支払いいただく必要があります。県からの補助金は、申請受付後、約2か月程度で交付します。

2 条件変更のご相談・お申込み先

「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資を受けている金融機関

3 保証料支援事業に関するお問い合わせ先

山口県信用保証協会 各営業店 ／ 山口県経営金融課（TEL：083-933-3188）

よくあるご質問

Q 支援対象に該当する条件変更の内容を教えてください。

A 対象となる条件変更の例は、以下のとおりです。

- ・元金据置期間を延長する場合
- ・融資期間を延長する場合
- ・元金据置期間を延長し、併せて融資期間も延長する場合

※元金据置期間は借入当初から5年以内、融資期間は借入当初から10年以内の範囲での延長となります。

※借入時に元金据置期間を設定していなかった、もしくは既に元金据置期間が終了している方は、借入当初から5年以内の範囲で、条件変更時点の残高に対して元金据置期間を設定する場合も支援対象となります。

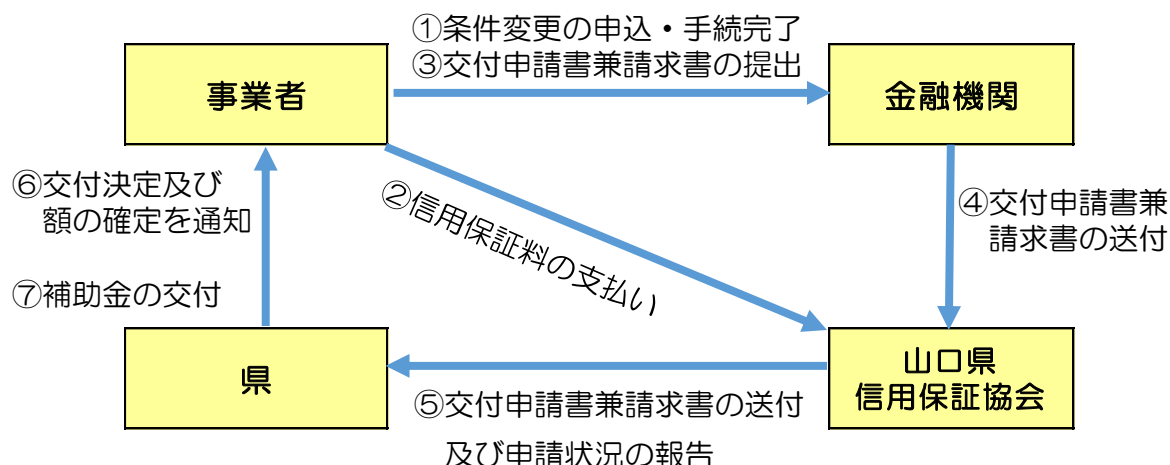
その他、個別の事案については、金融機関等にご相談ください。

Q 支援対象であれば、追加で生じる信用保証料は支払う必要がないのですか？

A 支援対象に該当する場合でも、事業者が一旦保証協会へお支払いいただく必要があります。県からの補助金は、申請受付後、約2か月程度で交付します。

※申請内容に何らかの確認を必要とする項目や不備がある場合には、交付までに時間を要することがあります。

＜信用保証料支援の流れ＞



Q 申請様式はどこから入手できますか？

A 山口県経営金融課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a16300/kinyuu/hosyouryoushien.html>

また、各金融機関・山口県信用保証協会 各営業店にもございます。



経営金融課HP

Q 振込口座について、金融機関や名義人等の制限はありますか？

A 本事業に係る追加の信用保証料を支払った口座をご記載ください。